

確定申告期限の延長と 振替日（振替納税）の変更について

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、4月16日（木）まで、申告・納付期限を延長することとしました。

領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

これに伴い、申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）に変更となりました。

（還付申告の例）
給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 など

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受

【問い合わせ先】
八雲税務署
☎0137-63-2148

■申告・納付期限

	延長前	延長後
申告所得税	3月16日（月）	4月16日（木）
個人事業者の消費税	3月31日（火）	
贈与税	3月16日（月）	

町民税・道民税 申告期限の延長について

所得税等の申告期限の延長に伴い、町民税・道民税の申告期限についても、4月16日（木）まで延長になりました。

申告受付の延長について

左記の通り申告受付を延長します。まだ申告をされていない方は、期限までに申告をしてください。

八雲税務署における延長の日程

日 程	時 間	会 場
3月17日（火）～ 4月16日（木）の間 土日祝日を除く	午前9時～ 午後4時まで	八雲地方合同庁舎 2階 八雲税務署内

役場における延長の日程

日 程	時 間	会 場〔八雲地域〕	会 場〔熊石地域〕
3月17日（火）～ 4月16日（木）の間 土日祝日を除く	午前8時30分～ 午後5時15分まで	役場1階 住民税係窓口	熊石総合支所1階 税務係窓口